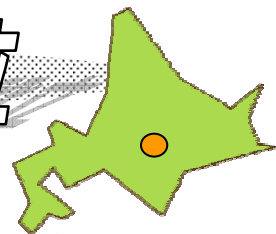


北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.49

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(一社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

清水町に47番目の地域ネットワークが設立



十勝管内では、4ヶ所目となる地域ネットワークが清水町に設立され、4月1日からスタートしました。名称は「清水町消費者被害防止ネットワーク」で、清水町、清水消費者協会、警察、清水町町内会連絡協議会など6団体が加盟しています。

被害防止の具体的連絡体制としては、町民などから寄せられた、悪質な訪問販売や詐欺的な行為について地元消費者協会や町が受け皿となり、緊急性

や事件性の高い通報があった場合は、新聞折込や防災無線で周知する一方、警察との連携も強めることとしています。

最近増加している、高齢者や若者を狙った悪質商法を未然防止するため、地域全体で声を掛け合い、情報を共有化し、注意喚起をはかるとしています。

清水町におけるネットワークの今後の取り組みに注目したいと思います。

北海道消費者被害防止ネットワークが大臣表彰を授与

平成24年度消費者支援功労者(内閣府特命担当大臣)表彰式が、5月28日に東京で行われました。表彰式には、当ネットワーク幹事団体の北海道立消費生活センター橋本智子所長が出席し、松原仁内閣府特命担当大臣から表彰状を授与されました。

～これまでの活動が評価される～

今年度の特命担当大臣表彰につきましては、個人部門11名、団体部門10件の表彰があり、当ネットワークは荣誉ある団体部門の受賞となりました。表彰式に出席した橋本所長は「これまでの各ネットワーク構成メンバーの皆様の活動が評価されました。平成15年に発足した当ネットワークは、被害の未然防止のための啓発活動 被害の早期救済、被害の掘り起こし 地域ネットワークの拡充等を重点に、悪質商法の追放や被害の未然防止に努めてきました。最近、高齢者を狙った金融関連の高額被害事例の相談も増加してきており、引き続き、各構成団体の皆様と連携しながら活動を進めていき



たいと思います」と今後へ向けての決意を述べていました。

各構成機関・団体の皆様、これまでの取り組みに感謝申し上げるとともに、今後も、連携して被害防止に向け共に頑張りましょう。

悪質商法 スクラム組んではね返そう

北海道立消費生活センター 副所長 木谷 洋史

「嫌な臭いは元から断たなきヤダメ」。かつてこんなテレビコマーシャルがありました。北海道消費者被害防止ネットワークはこれと同じ発想からスタートしたのです。

時は平成15年。当時は全国的に架空請求が激増し、北海道消費者協会が受託運営する道立消費生活センターにも連日、相談電話が殺到していました。

「相談に応じるだけでなく、被害に遭わないようにみんなで予防策を講じよう」。センター内でこうした意見が出たのは当然の成り行きでした。そして北海道庁、北海道警察本部の賛同と多くの団体の参加を得て、ネットワークの結成に至ったのです。

この熱い思いは地域版のネットワーク誕生にも

地域の団体は鬼に金棒！

地域ネットワークでは、参加団体が悪質商法の手口などの情報を交換し、構成員だけでなく住民みんなに注意を促し、日ごろから不意の来訪などに備えてもらっています。備えといっても難しい専門知識は必要ありません。どんな場合でも気を許さず、不要のものははっきりと「要りません」と断ることが肝要で、成果も徐々に上がっています。

地域のことをよく知る地元団体に参加していただくのはまさに「鬼に金棒」。何よりも心強いことです。住民が困らないようにみんなが力を合わせる。これも明治時代から連綿と続く開拓者精神なのかもしれません。



つながりました。多くの市町村と地元の警察署、福祉団体、消費者団体、金融機関などが「まちの安全・安心のため」と、ひと肌脱いでくれたのです。団結は大きなパワーを発揮しました。なお、同様の趣旨ではじめられた地域ネットワークは現在、46市町村と1管内(宗谷振興局管内)に広がっています。

後志管内岩内町のネットワークはスタートした昨年5月、構成団体はわずか4つでしたが、この1年間で13団体に増えました。誰かが立ち上がると賛同者は必ず現れます。ネットワークを道内にきめ細かく張り巡らせ、悪質商法を駆逐しましょう。

みんなで広げよう見守りの輪！



「なにかおかしいな?」「誰かに相談したい」と思ったら

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999

または、お近くの消費生活相談窓口へ